令和２年４月

内職求人登録のご案内

市では、内職を提供いただける事業所にご登録いただき、内職をお探しの方から相談があった際に紹介、あっせんをしています。内職に向いた仕事がございましたら、ぜひご登録をお願いします。

内職求人の登録をすると・・・

①内職をお探しの方から市へ相談があったら、貴事業所の条件と内職をお探しの方の条件を比較し、条件が一致した場合、市から内職をお探しの方へ貴事業所あての紹介状をお渡しします。

②紹介状を受け取った内職をお探しの方から貴事業所に電話連絡をしていただきますので、面接の約束をしてください。

③貴事業所は、紹介状を持った内職をお探しの方と面接の上、内職を提供するかどうか決定してください。

④面接の結果、貴事業所が内職を提供することとし、内職をお探しの方も、内職の提供を受けることにした場合、内職開始となります。

◆注意事項

内職求人を掲載させていただくにあたり、委託の基本的な条件を定めた**「家内労働手帳」の交付**、労働基準監督署への**「委託状況届」の提出**、事業所に**「帳簿」の備付**をお願いしております。これらをお守りいただけない場合は、求人票の受理をお断りさせていただくこともありますのでご了承ください。

※　家内労働法についての詳細は、埼玉労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

◆手続きの流れ

１．窓口に必要書類を提出してください（郵送可）。
２．電話・訪問等により求人内容を確認し、内職求人票を作成します。
３．市民の方に求人票を公開します。

◆必要書類

１．「内職求人申込書」
２．「法人登記簿謄本の写し」又は「事業税申告書の写し」
　※　謄本、申告書の写しは、住所・組織名称等に変更がなければ１年以内のもの。
３．見本品の写真、作業内容がわかる物（様式自由・Ａ４用紙にまとめてください）

【問い合わせ・提出先】
産業振興課（市役所２階④番窓口）
〒347－8501 加須市三俣２丁目１番地１
TEL：0480-62-1111（内線 252）
受付日時：平日午前８時 30 分から午後５時 15 分